

安全保障理事会決議 2341 (2017)

2017年2月13日、安全保障理事会第7882回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 1373 (2001)、1963 (2010)、2129 (2013) および 2322 (2016) を想起し、

国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認し、

国際連合憲章に従った全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の尊重を再確認し、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時、何処でまた誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、そして世界的なレベルでのこの惨害と闘う全体的な取組の有効性を高めることに対して更に貢献する決意を残しつつ、

テロリズムが国際の平和および安全に対する脅威を与えることそしてこの脅威に対処することは、国際人権法および国際人道法を含む国際法並びに国際連合憲章に対する尊重に基づく、国の、地域のそして国際的なレベルの集団的取組を求めていることを再確認し、

テロリズムはいかなる宗教、民族、文明または種族的集団と関連づけるべきではないことを再確認し、

全ての国家および国際的な、地域的なそして準地域的機構の積極的参加と共同作業が、テロの驚異を妨げ、損ない、孤立させそして無能力にするために必要であることを強調し、また 2006年9月8日の総会決議 60/288 とそれに続くその再検討に含まれた、国際連合グローバル・テロ対策戦略 (GCTS) を実施することの重要性を強調し、

特に国連 GCTS の柱 2 に概説されたように、テロリストの攻撃を実行する手段に対する彼らのアクセスを拒否することにより、社会資本や公共の場所など、特に脆弱な標的の安全と保護、並びにとりわけ文民保護地区におけるテロ攻撃に対する強靱性を改善するための取組を強化する必要性を含めて、テロリズムを防止しそして闘うための措置を遂行する必要性をくり返し表明し、同時に国家がこの趣旨で援助を要求する可能性があることを認識し、

各国家が、何がその極めて重要な社会資本を構成するのか、またテロ攻撃からそれを効果的に保護する方法を決定することを認識し、

極めて重要な社会資本の信頼性と強靱性並びに国の安全、公共の安全および関係国の経済並びにその住民の福祉と福利のためテロ攻撃からの保護を確保することの重要性を認識し、

テロ攻撃に対して準備ができていないことは、適切な場合には官民連携のパートナーシップを通じたものを含めて、極めて重要な社会資本の安全と強靱性を促進することに重点を置いて、予防、保護、緩和、対応および回復を含むことを認識し、

保護の取組は、計画立案；広報と警戒；運用上の調整、機密と情報共有；阻止と分断；捜査、調査と探知；アクセス管理と本人確認；サイバーセキュリティー；身体的な保護措置；保護計画と活動のための危機管理；および供給網の完全性と安全など、取組の多様な流れを必要としていることを認識し、

情報を提供された、油断のない共同体が、テロの驚異の環境の認識と理解を促進することにおいてまた特に疑わしい活動を特定することや法執行機関に対して報告することで果たす極めて重要な役割を、そして定期的な国のまた地方の対話、訓練およびアウトリーチを通じた特に可能性のあるテロの驚異や脆弱性に関する市民意識、関与、および適切な場合には官民連携のパートナーシップを拡大することの重要性を、認め、

とりわけ、エネルギーの生成、伝達と配分、空、陸と海の輸送、銀行業務と金融サービス、給水、食料流通と公衆衛生のために用いられるものなど、諸国間の増加している国境を越えた極めて重要な社会資本の相互依存性に留意し、

極めて重要な社会資本部門の中の増加している相互依存性の結果として、幾つかの極めて重要な社会資本は、新しい安全上の懸念を生じさせる脅威と脆弱性の数が増えていることと広範な多様性に潜在的に影響を受けやすいことを認識し、

極めて重要な社会資本に対するテロ攻撃は、政府の機能を著しく崩壊させまた民間部門も同様でそして社会資本部門を越えた連鎖反応の原因となり得ることに懸念を表明し、

効果的な極めて重要な社会資本の保護は、危機管理に対する分野別のまた分野横断的な対処方法を必要としそして、とりわけ、極めて重要な社会資本の脆弱性を削減するためテロリストの脅威を特定することとそれに準備すること、可能な場合には、極めて重要な社会資本に対するテロリストの陰謀を防止することと途絶させること、テロ攻撃からの損害の場合に影響と回復時間を最小にすること、損害の原因または攻撃の源を特定すること、攻撃の証拠を保存することそして攻撃について責任を有する者の責任を問うことを含むこと、を強調し、

極めて重要な社会資本保護の有効性は、全ての脅威と危険、特にテロ攻撃を考慮した対処方法に基づく場合に、そして極めて重要な社会資本の技術的作業員および極めて重要な社会資本の保護の責任を負う法執行官および保安職員との、また、適切な場合には、民間部門の所有者を含む、その他の利害関係者との、定期的なまた実質的な協議と協力と結びつく場合に、非常に高められることをこれに関連して認識し、

極めて重要な社会資本の保護は、政府当局、外国の協力機関および民間部門の所有者並びにそのような社会資本の技術的作業員との国内的なまた国境を越えた協力、並びに政策を策定すること、良い慣行および学んだ教訓における彼らの知識と経験を共有することを必要としていることを認識し、

決議 1373 (2001) が、テロ攻撃を防止しそして抑圧するため、運用上の情報、特にテロリスト個人またはネットワークの行動若しくは移動；偽造または改ざんされた渡航文書；武器、爆発性または機敏な物質の取引；テロリスト集団による通信技術の使用；テロリスト集団による大量破壊兵器の所有により与えられた脅威に関する情報、の交換を強化することと加速することの方法を見つけ出すことそして特に二国間および多数国間取極や協定を通して協力することを加盟国に求めていることを想起し、

極めて重要な社会資本の保護、安全および強靱性を高めることについての、関連する国際的な、地域的なそして準地域的な機構、団体、フォーラム並びに会合の活動に留意し、

テロ対策委員会（CTC）と国際刑事警察機構（INTERPOL）、とりわけ技術援助と能力構築に関する、国際連合薬物犯罪事務所、および全てのその他の国際連合機関との間のテロ対策取組に関する継続している協力を歓迎し、そして国際連合システムのテロ対策取組における全体的な調整と一貫性を確保するため国際連合テロ対策履行タスクフォース（CTITF）とのそれらの更なる関与を強く奨励し、

1. 全ての国家に対し、極めて重要な社会資本に対するそのような攻撃に対して準備が出来ていることを改善するため、国際的な協力を通じたものを含めて、上手くまとめられたまた調整された取組を行うこと、認識を高めること、テロ攻撃により与えられる課題の知識と理解を拡大することを奨励する。

2. 加盟国に対し、テロ攻撃からの極めて重要な社会資本に対する危険性を削減するためのその戦略を策定することまたは更に改善することを考慮することを求める。そしてその戦略は、なかんずく、関連する危険性を評価することと認識を高めること、そのような攻撃に対する効果的な対応を含めて、準備措置を講じること、並びに安全におけるより良い相互運用性と結果管理を促進すること、および関係する全ての利害関係者の効果的な交流を促進することを含むべきである。

3. 全ての国家は、テロ行為を国内法令において重要な刑事犯罪として制定するものとするという決議 1373（2001）における安保理決定を想起し、そして全ての加盟国に対し、全ての加盟国が、極めて重要な社会資本を破壊または無能にすることを意図したテロ攻撃、並びにそのような攻撃の計画立案、訓練および資金提供並びに後方支援に対する刑事責任を確立することを求める。

4. 加盟国に対し、関連する情報を交換しそして極めて重要な社会資本に対して計画されたかまたは実行されたテロ攻撃の防止、保護、緩和、準備、調査、対応または回復に積極的に協力することを求める。

5. 国家に対し、官民両方の利害関係者との国内の、地域のそして国際的な協力関係を確立するかまたは強化すること、適切な場合には、共同訓練、および関連するコミュニケーションまたは緊急警戒ネットワークの使用若しくは設立を通じたものを含めて、極めて重要な社会資本施設に対するテロ攻撃

からの被害を、予防し、保護し、緩和し、調査し、対応しそして回復するため、情報と経験を共有することを更に求める。

6. 全ての国家に対し、全ての自らの関連する国内部局、機関およびその他の組織が、テロ攻撃に対して極めて重要な社会資本の保護の問題について一緒に緊密且つ効果的に活動することを確保することを促す。

7. 国際連合並びに極めて重要な社会資本の保護を扱う戦略を各々策定しているその加盟国および関連する地域的や国際的な機構に対し、極めて重要な社会資本に対するテロ攻撃の危険性を管理するため良い慣行と措置を特定しまた共有するため全ての国家および関連する国際的な、地域的な並びに準地域的機構および団体と協働することを奨励する。

8. 地域的なまた二国間の経済協力や開発イニシアティブが、安定と繁栄を達成することにおいて極めて重要な役割を果たすことを確認し、そしてこれに関連して全ての国家に対し、適切な場合には、情報共有、危険性の評価および共同法執行における二国間および多数国間手段を通して、テロ攻撃から、地域的な接続性事業と関連する国境を越えた社会資本を含む、極めて重要な社会資本を保護するためのその協力を強化することを求める。

9. テロ攻撃に対する極めて重要な社会資本の保護の目標を達成することを全ての国家に可能にするためそれが必要な場合には、効果的且つ対象を特定した能力開発、訓練およびその他の必要な資源、技術援助、技術移転および計画の提供において、支援することができる国家に対し、そうすることを促す。

10. CTC に対し、テロ対策委員会事務局 (CTED) の支援を得て、この分野における良い慣行、格差および脆弱性を特定することを目的に決議 1373 (2001) の実施に関連してテロ攻撃から極めて重要な社会資本を保護するための加盟国の取組を調査することを、その職務権限の範囲内で、適切な場合には続けることを指示する。

11. CTED の支援を得た CTC、並びに CTITF に対し、とりわけ国家および関連する国際的な、地域的なそして準地域的な機構とのその対話を強化すること並びに関連する二国間や多数国間の技術援

助提供者と、情報を共有することによるものを含めて、緊密に活動することにより、技術援助と能力構築を促進するためまたテロ攻撃から極めて重要な社会資本の保護の分野における認識を高めるため、協働することを続けることをこれに関連して奨励する。

12. 脆弱な標的、インターネットおよび観光の安全を含む極めて重要な社会資本の保護に関する CTITF 作業グループに対し、その支援を、そしてその他の専門的な国際連合機関と協力して、加盟国による要請に基づいて措置の実施を高めるための能力構築に関する援助を続けることを奨励する。

13. CTC に対し、この決議の実施について 12 か月後に安保理に最新情報を伝えることを要請する。

14. この問題に引き続き取り組むことを決定する。